

「電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示案」に関する御意見募集の結果について

令和3年12月27日  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

## 1. 概要

デジタル庁デジタル社会共通機能グループでは、「電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

- 募集期間：令和3年11月10日から12月9日まで（行政手続法に基づく手続）
- 提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

## 2. お寄せ頂いた御意見

4件（なお、本告示案の内容と直接関係のない御意見が1件）

## 3. 御意見と御意見に対する考え方

御意見及び御意見に対するデジタル庁デジタル社会共通機能グループの考え方は、別添1のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

## 4. その他

本告示案については、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法及び情報提供ネットワークシステムを使用した送信の方法に関する技術的基準の一部を改正する告示として、本日、公布しております。